

令和 5 年 4 月 1 日

条例第 4 号

越前市個人情報の保護に関する法律施行条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この条例において使用する用語は、法及び個人情報の保護に関する法律施行令（平成 15 年政令第 507 号）において使用する用語の例による。

(開示請求の手続)

第 3 条 開示請求書には、法第 77 条第 1 項各号に掲げる事項のほか、市の機関（議会を除く。以下同じ。）が定める事項を記載するものとする。

(開示決定等の期限に関する特例)

第 4 条 市の機関が開示決定等をする場合における法第 83 条第 1 項及び第 84 条の規定の適用については、同項中「30 日以内」とあるのは「15 日以内」と、第 84 条中「60 日以内」とあるのは「45 日以内」とする。

(手数料等)

第 5 条 法第 89 条第 2 項に規定する開示請求に係る手数料は、無料とする。ただし、法第 87 条第 1 項の規定による文書又は図画の閲覧以外の方法により開示を受ける者は、当該開示の実施に要する費用を負担しなければならない。

(訂正請求の手続)

第 6 条 訂正請求書には、法第 91 条第 1 項各号に掲げる事項のほか、市の機関が定める事項を記載するものとする。

(利用停止請求の手続)

第 7 条 利用停止請求書には、法第 99 条第 1 項各号に掲げる事項のほか、市の機関が定める事項を記載するものとする。

(審査会への諮問)

第 8 条 市の機関は、次の各号のいずれかに該当する場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必

要であると認めるときは、越前市情報公開条例（平成17年越前市条例第26号）第14条に規定する越前市情報公開・個人情報保護審査会に諮問することができる。

(1) この条例の規定を改正し、又は廃止しようとする場合

(2) 法第66条第1項の規定に基づき講ずる措置の基準を定めようとする場合

(3) 前2号に掲げる場合のほか、市の機関における個人情報の取扱いに関する運用上の細則を定めようとする場合

（運用状況の公表）

第9条 市長は、毎年1回、市の機関における法及びこの条例の運用状況を取りまとめ、公表するものとする。

（委任）

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、市の機関が別に定める。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）附則第1条第7号に掲げる規定（同法第51条の規定に限る。）の施行の日から施行する。

（越前市個人情報保護条例の廃止）

第2条 越前市個人情報保護条例（平成17年越前市条例第27号）は、廃止する。

（越前市個人情報保護条例の廃止に伴う経過措置）

第3条 次に掲げる者に係る前条の規定による廃止前の越前市個人情報保護条例（以下「旧条例」という。）第3条第2項又は第14条第2項に規定する職務上知り得た又は業務に関して知り得た旧条例第2条第2号に規定する個人情報（以下「旧個人情報」という。）をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない義務及び他人に知らせ、又は不当に使用してはならない義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。

(1) この条例の施行の際現に旧条例第2条第1号に規定する実施機関（以下「旧実施機関」という。）の職員である者又はこの条例の規定の施行前におい

て旧実施機関の職員であった者のうち、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前において旧個人情報の取扱いに従事していた者

(2) 施行日前において旧実施機関から旧個人情報の処理の委託を受けた業務に従事していた者

2 旧条例第24条第7項に規定する越前市個人情報保護審議会の委員に係る職務上知り得た秘密を漏らしてはならない義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。

3 施行日前に旧条例第15条第1項若しくは第2項（旧条例第19条第4項において準用する場合を含む。）又は第19条第1項、第2項若しくは第3項の規定による請求がされた場合における旧条例に規定する本人情報の開示並びに訂正、削除及び目的外利用等の中止については、なお従前の例による。

4 施行日前に旧条例第23条第1項の規定による諮問がされた場合における旧条例に規定する調査審議については、なお従前の例による。

5 施行日前に旧条例第24条第2項の規定により同条第1項の規定により置かれた越前市個人情報保護審議会にされた諮問は、越前市情報公開・個人情報保護審査会にされたものとみなし、旧条例に規定する調査審議については、なお従前の例による。

（越前市情報公開条例の一部改正）

第4条 越前市情報公開条例の一部を次のように改正する。

第10条第2号ア中「、何人でも閲覧することができる」を「又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている」に改め、同号ウ中「公務員（）」を「当該個人が公務員（）」に、「の職務の遂行に係る情報のうち、当該公務員の一定の範囲の職及びその職に係る氏名」を「である場合において、当該情報とその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」に改める。

第14条第1項中「及び越前市個人情報保護条例（平成17年越前市条例第27号）第23条」を「、越前市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年越前市条例第4号）第8条、越前市議会の個人情報の保護に関する条例（令和5年越前市条例第16号）第45条第1項及び第50条並びに個人情報の保

護に関する法律（平成15年法律第57号）第105条第3項において準用する同条第1項」に改める。

（越前市情報公開条例の一部改正に伴う経過措置）

第5条 前条の規定にかかわらず、施行日前にされた越前市情報公開条例第5条の規定による公文書の開示の請求であって、施行日までに同条例第7条の規定による開示決定等がなされていないものについては、なお従前の例による。

（越前市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例の一部改正）

第6条 越前市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年越前市条例第60号）の一部を次のように改正する。

第12条を次のように改める。

第12条 削除

（越前市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

第7条 前条の規定による改正前の越前市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例第12条第2項に規定する指定管理者又は従事者に係る保有個人情報をみだりに他人に知らせ、若しくは不当な目的に利用し、又は公の施設の管理について知り得た秘密を漏らしてはならない義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。